



2023年3月24日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 CEO 島田 太郎
(コード番号：6502 東、名)
問合せ先 執行役員
コーポレートコミュニケーション部長
石山 一可
Tel 03-3457-2095

(訂正)「TBJH株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」の一部訂正について

2023年3月23日に開示いたしました「TBJH株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」において、記載内容の一部に下記のとおり誤りがありましたので訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

【訂正内容1】

2ページから3ページ

(訂正前)

(注1) 本前提条件は、大要において、①本クリアランスの取得、②当社取締役会が、本公開買付けが実施される際に、(i) 本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（下記「2. 買付け等の価格」の箇所において定義します。）が一定の合理性を有する旨の言及を含み、(ii) 本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議し、また、かかる決議が撤回又は変更されていないこと、③当社取締役会が本公開買付けに関連して設定した特別委員会が、当社取締役会に対して、上記(i)及び(ii)を満たす当社取締役会としての意見を表明することは相当である旨の答申を行い、また、かかる答申が撤回又は変更されていないこと、④本公開買付け契約に定める当社による表明及び保証（注2）が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること、⑤本公開買付け契約に基づき当社が遵守すべき義務（注3）の重大な不履行又は不遵守がないこと、⑥当社及びその連結子会社を総体としてみて、その資産、経営又は財務状態に重大

な悪影響が生じておらず、かつ、貸付実行不能事由（(i) 天災・戦争テロの勃発、(ii) 電気・通信・各種決済システムの不通障害、(iii) 東京インターバンク市場において発生した円資金貸借取引を行い得ない事由、及び(iv) その他上記(i) から(iii) までに準じる金融機関の責によらない事由のうち、これにより金融機関からの資金調達の実行が不可能又は著しく困難となったと第一順位のシニアローン貸出金融機関が客観的かつ合理的に判断するものをいいます。）が発生していないこと、⑦当社の全ての取締役が当社に対して、本スクイーズアウト手続（「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」の箇所において定義します。）の完了を条件として取締役を辞任する旨の辞任届を提出していること、⑧当社の株主により、剰余金配当に係る株主提案がなされていないこと、⑨本取引を制限又は禁止する政府機関等の判断等が存在しないこと、⑩本公開買付けが開始されていたとするならば、本公開買付けの撤回が認められるべき事情が発生していないこと、⑪当社に関する未公表の重要事実等が存在しないこと、及び⑫2023年3月期末時点の当社の連結ネット有利子負債の額が、当社がその予想値として公表している金額を上回らないこと、から構成されます。

(訂正後)

(注1) 本前提条件は、大要において、①本クリアランスの取得、②当社取締役会が、本公開買付けが実施される際に、(i) 本公開買付価格（下記「2. 買付け等の価格」の箇所において定義します。）が一定の合理性を有する旨の言及を含み、(ii) 本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議し、また、かかる決議が撤回又は変更されていないこと、③当社取締役会が本公開買付けに関連して設定した特別委員会が、当社取締役会に対して、上記(i) 及び(ii) を満たす当社取締役会としての意見を表明することは相当である旨の答申を行い、また、かかる答申が撤回又は変更されていないこと、④本公開買付契約に定める当社による表明及び保証（注2）が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること、⑤本公開買付契約に基づき当社が遵守すべき義務（注3）の重大な不履行又は不遵守がないこと、⑥当社及びその連結子会社を総体としてみて、その資産、経営又は財務状態に重大な悪影響が生じておらず、かつ、貸付実行不能事由（(i) 天災・戦争テロの勃発、(ii) 電気・通信・各種決済システムの不通障害、(iii) 東京インターバンク市場において発生した円資金貸借取引を行い得ない事由、及び(iv) その他上記(i) から(iii) までに準じる金融機関の責によらない事由のうち、これにより金融機関からの資金調達の実行が不可能又は著しく困難となったと第一順位のシニアローン貸出金融機関が客観的かつ合理的に判断するものをいいます。）が発生していないこと、⑦当社の全ての取締役が当社に対して、本スクイーズアウト手続（下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」の箇所において定義します。）の完了を条件として取締役を辞任する旨の辞任届を提出していること、⑧当社の株主により、剰余金配当に係る株主提案がなされていないこと、⑨本取引を制限又は禁止する政府機関等の判断等が存在しないこと、⑩本公開買付けが開始されていたとするならば、本公開買付

けの撤回が認められるべき事情が発生していないこと、⑩当社に関する未公表の重要事実等が存在しないこと、及び⑪2023年3月期末時点の当社の連結ネット有利子負債の額が、当社がその予想値として公表している金額を上回らないこと、から構成されま

【訂正内容2】

4 ページ

(訂正前)

(注) 下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本日現在、公開買付者は、TBJ ホールディングス株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、公開買付者親会社は、日本産業パートナーズ株式会社（以下「JIP」といいます。）の完全子会社である TBGP 株式会社（以下「TBGP」といいます。）の完全子会社であるとのことです。本日現在、公開買付者は、株式会社ですが、本公開買付けの開始までに、合同会社に組織変更を行うことを予定しているとのことです。また、本公開買付けの開始までに、TBGP を含む、JIP 及びそのグループ（JIP 並びにその子会社及び関連会社の総称を意味し、以下「JIP グループ」といいます。）が管理・運営する投資ファンドである TB 投資事業有限責任組合（以下「本組合」といいます。）が公開買付者親会社の発行済株式の全てを所有することが予定されているとのことです。なお、本取引は、日本の投資家で構成される本組合が主導して取り組むものですが、本組合は、一部の海外投資家の受け皿である本関連ファンドと共同して取り組むものであるとのことです（詳細は、下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」の該当箇所をご参照ください）。

(訂正後)

(注) 下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本日現在、公開買付者は、TBJ ホールディングス株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、公開買付者親会社は、日本産業パートナーズ株式会社（以下「JIP」といいます。）の完全子会社である TBGP 株式会社（以下「TBGP」といいます。）の完全子会社であるとのことです。本日現在、公開買付者は、株式会社ですが、本公開買付けの開始までに、合同会社に組織変更を行うことを予定しているとのことです。また、本公開買付けの開始までに、TBGP を含む、JIP 及びそのグループ（JIP 並びにその子会社及び関連会社の総称を意味し、以下「JIP グループ」といいます。）が管理・運営する投資ファンドである TB 投資事業有限責任組合（以下「本組合」といいます。）

が公開買付者親会社の発行済株式の全てを所有することが予定されているとのことです。なお、本取引は、日本の投資家で構成される本組合が主導して取り組むものですが、本組合は、一部の海外投資家の受け皿である本関連ファンドと共同して取り組むものであるとのことです（詳細は、下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」の該当箇所をご参照ください)。

【訂正内容 3】

15 ページ

(訂正前)

当社は、JIP から最終提案書を受領した 2022 年 3 月 3 日以降も、JIP との間で、価格条件及び本公開買付契約の内容について協議及び交渉を継続しました。

(訂正後)

当社は、JIP から最終提案書を受領した 2023 年 3 月 3 日以降も、JIP との間で、価格条件及び本公開買付契約の内容について協議及び交渉を継続しました。

【訂正内容 4】

18 ページ

(訂正前)

(注)「クロスファンクショナルチーム (CFT)」とは、全社的な経営課題を解決するために、複数の部門から選出されたメンバーによって構成されるチームをいいます。

なお、本取引後における公開買付者、公開買付者親会社、当社の役員に係る具体的な人選は本日現在において実施していないとのことです。また、JIP 又は本組合その他関連する会社及びその LP 出資者（下記「③ 当社における意思決定の過程及び理由」に定義されます。以下同じです。）と、本関連ファンド及びその LP 出資者との間で、公開買付者親会社又は公開買付者の役員に係る取り決めはなく、公開買付者親会社、公開買付者、又は当社の本取引後の経営に関し何らの合意もしていないとのことです。加えて、本取引後の当社の経営体制は、本取引後に当社との間で協議の上決定する予定であり、また、本取引後の公開買付者及び公開買付者親会社の経営体制については、本取引後、本関連ファンドと協議の上決定する想定であるとことです。公開買付者は、当社の取締役に対して、本スクイーズアウト手続の完了を条件として当社の取締役を辞任する旨の辞任届を提出することを求めています。これは、必ずしも当社の取締役の総入れ替えを意図しているものではなく、当社の取締役が本スクイーズアウト手続の完了を条件として辞任した上で、今後の公

公開買付者と当社との協議を踏まえて決定される新経営体制を発足させることを意図しているとのことです（そのため、辞任した上であらためて取締役就任する者がいることもあり得るとのことです。）。

（訂正後）

（注）「クロスファンクショナルチーム（CFT）」とは、全社的な経営課題を解決するために、複数の部門から選出されたメンバーによって構成されるチームをいいます。

なお、本取引後における公開買付者、公開買付者親会社、当社の役員に係る具体的な人選は本日現在において実施していないとのことです。また、JIP 又は本組合その他関連する会社及びその LP 出資者（下記「③ 当社における意思決定の過程及び理由」に定義されます。以下同じです。）と、本関連ファンド及びその LP 出資者との間で、公開買付者親会社又は公開買付者の役員に係る取り決めはなく、公開買付者親会社、公開買付者、又は当社の本取引後の経営に関し何らの合意もしていないとのことです。加えて、本取引後の当社の経営体制は、本取引後に当社との間で協議の上決定する予定であり、また、本取引後の公開買付者及び公開買付者親会社の経営体制については、本取引後、本関連ファンドと協議の上決定する想定であるとのことです。公開買付者は、当社の取締役に対して、本スクイーズアウト手続の完了を条件として当社の取締役を辞任する旨の辞任届を提出することを求めています。これは、必ずしも当社の取締役の総入れ替えを意図しているものではなく、当社の取締役が本スクイーズアウト手続の完了を条件として辞任した上で、今後の公開買付者と当社との協議を踏まえて決定される新経営体制を発足させることを意図しているとのことです（そのため、辞任した上であらためて取締役就任する者がいることもあり得るとのことです。）。

【訂正内容 5】

20 ページから 21 ページ

（訂正前）

本公開買付価格は、特に、当社が 2021 年 4 月 6 日に CVC Asia Pacific Limited から受領した当社の買収・非公開化への非常に初期的かつ法的拘束力のない関心を表明するレター（以下「CVC レター」といいます。）以前の市場株価に対するプレミアムを考えると、第三者による非公開化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても相応のプレミアムが付されているものではあるものではありますが、UBS 証券が DCF 法により算定した 1 株当たり株式価値の現時点におけるレンジを、下限との差は僅少ではあるものの外れており、野村証券が DCF 法により算定した 1 株当たり株式価値のレンジの下位 25% のレンジに留まること等に鑑みれば、一般株主に対し明らかに本公開買付けへの応募を現時点で推奨す

ることができる水準には達していない（特に、キオクシアグループに関する情報が限定されており当社の価値に占める比重の大きいキオクシア HD 株式の評価に一定の限界があることも、明らかに本公開買付けへの応募を推奨することができる水準に達していると判断することを困難にしている。）ものの、本公開買付けによる本公開買付けは、当社の一般株主にとって投資回収のための合理的な売却機会であるとは考えられます。

（訂正後）

本公開買付け価格は、特に、当社が2021年4月6日にCVC Asia Pacific Limitedから受領した当社の買収・非公開化への非常に初期的かつ法的拘束力のない関心を表明するレター（以下「CVCレター」といいます。）以前の市場株価に対するプレミアムを考えると、第三者による非公開化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても相応のプレミアムが付されているものではあります。UBS証券がDCF法により算定した1株当たり株式価値の現時点におけるレンジを、下限との差は僅少ではあるものの外れており、野村証券がDCF法により算定した1株当たり株式価値のレンジの下位25%のレンジに留まること等に鑑みれば、一般株主に対し明らかに本公開買付けへの応募を現時点で推奨することができる水準には達していない（特に、キオクシアグループに関する情報が限定されており当社の価値に占める比重の大きいキオクシア HD 株式の評価に一定の限界があることも、明らかに本公開買付けへの応募を推奨することができる水準に達していると判断することを困難にしています。）ものの、本公開買付けによる本公開買付けは、当社の一般株主にとって投資回収のための合理的な売却機会であるとは考えられます。

【訂正内容6】

32ページ

（訂正前）

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 公開買付者と当社との協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載のとおり、当社は、2023年4月21日にパートナー候補となり得る潜在的な投資家やスポンサーからの当社の企業価値向上に向けた戦略的選択肢に関する提案を募集することを公表しました。

（訂正後）

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii)

公開買付者と当社との協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載のとおり、当社は、2022年4月21日にパートナー候補となり得る潜在的な投資家やスポンサーからの当社の企業価値向上に向けた戦略的選択肢に関する提案を募集することを公表しました。

【訂正内容7】

33ページから34ページ

(訂正前)

なお、いずれの特別委員も当社の社外取締役であり、特別委員として職務に応じた報酬の支払いについては、当社の報酬委員会において別途決定しておりますが、いずれの特別報酬委員の報酬についても、本取引の成立を条件とする成功報酬は採用されておられません。

(訂正後)

なお、いずれの特別委員も当社の社外取締役であり、特別委員として職務に応じた報酬の支払いについては、当社の報酬委員会において別途決定しておりますが、いずれの特別委員の報酬についても、本取引の成立を条件とする成功報酬は採用されておられません。

【訂正内容8】

36ページから37ページ

(訂正前)

戦略的選択肢の検討において、株主に対しては、短期的には株主還元を最大化できること、そして長期的にも企業価値を高める改革をしっかりと進められること、顧客に対しては、スピンオフ計画の提案、東芝キャリア株式会社の売却を経て、長期サポートを望む顧客視点からも非公開化への理解が十分進んではいるものの、取引スキームそのものが顧客にとっても安心できるものであること、社員に対しては、社員が感じている当社の方向性に対する不安が軽減されること、社会に対しては、安定したインフラの継続したサポート、そのデジタル化、カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発を通して、「人と、地球の、明日のために。」の実現の可能性が高まること、が評価の基準になると考えている。当社の本来の企業価値は、安定した顧客基盤による安定した収益と、世の中に無い物を作り出す技術のダイバーシティにあるところ、特に現在は技術の過渡期にあり、当社が戦略としているインフラのデジタル化、サービス化、そしてプラットフォーム化、量子技術、カーボンニュートラルへとつながる電力の分散化技術、再生エネルギー技術、水素技術、CO2の削減技術、パワー半導体による電動化、革新的原子力等において当社が現在開発している多くの製品がその革新性から実際にビジネスへの展開するまでに、一定の期間を必要とし、不正会計問題から数えると8年にも及ぶ混乱

は、当社の従業員にとって大きな苦痛であり、更には十分な数の新入社員の採用という意味においては、具体的に数値として課題が見えて来ている。毎日の様に、経営の混乱と言われるようなニュースがメディアで喧伝される状態を早く解消し、本来の仕事に集中できる状態を作る事が必要である。

(訂正後)

戦略的選択肢の検討において、株主に対しては、短期的には株主還元を最大化できること、そして長期的にも企業価値を高める改革をしっかりと進められること、顧客に対しては、スピンオフ計画の提案、東芝キャリア株式会社の売却を経て、長期サポートを望む顧客視点からも非公開化への理解が十分進んではいるものの、取引スキームそのものが顧客にとっても安心できるものであること、社員に対しては、社員が感じている当社の方向性に対する不安が軽減されること、社会に対しては、安定したインフラの継続したサポート、そのデジタル化、カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発を通して、「人と、地球の、明日のために。」の実現の可能性が高まること、が評価の基準になると考えている。当社の本来の企業価値は、安定した顧客基盤による安定した収益と、世の中に無い物を作り出す技術のダイバーシティにあるところ、特に現在は技術の過渡期にあり、当社が戦略としているインフラのデジタル化、サービス化、そしてプラットフォーム化、量子技術、カーボンニュートラルへとつながる電力の分散化技術、再生エネルギー技術、水素技術、CO₂の削減技術、パワー半導体による電動化、革新的原子力等において当社が現在開発している多くの製品がその革新性から実際にビジネスへ展開するまでに、一定の期間を必要とし、不正会計問題から数えると8年にも及ぶ混乱は、当社の従業員にとって大きな苦痛であり、更には十分な数の新入社員の採用という意味においては、具体的に数値として課題が見えて来ている。毎日の様に、経営の混乱と言われるようなニュースがメディアで喧伝される状態を早く解消し、本来の仕事に集中できる状態を作る事が必要である。

【訂正内容9】

52ページ

(訂正前)

⑦ 当社における取締役全員の承認

当社取締役会は、野村証券及びUBS証券から受けた財務的見地からの助言、野村証券及びUBS証券から取得した株式価値算定書の内容、並びに長島・大野・常松法律事務所及びモリソン・フォースター法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本答申書において示された特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2)意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、(i) 本取引は当社の企業価値の向上に合理的に資するものの、(ii) 本公開買付け

格は、明らかに本公開買付けへの応募を推奨することができる水準に達していると判断することは難しいものの、本公開買付価格は、潜在的な投資家及びスポンサーから期待できるものとして最善のものであると考えられ、当社は、株主にとって何が最善かを前もって判断するのではなく、株主に本取引に応じるかを判断させるべきと判断し、本日開催の当社取締役会において、当社の全ての取締役12名が審議及び決議に参加し、決議に参加した全ての取締役の全員一致により、本公開買付けに関し、現時点における当社の意見として、公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するものの、現時点において、本公開買付けへの応募を推奨することまではしないことを決議いたしました。もっとも、本日から本公開買付けの開始までに少なくとも4ヶ月の期間が必要となる見通しであり、当社取締役会は、本日から本公開買付けが開始されるまでの間に、当社が設置した特別委員会に対して諮問した上で、その意見を踏まえ、あらためて、株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて検討し、決議する意向です。

(訂正後)

⑦ 当社における取締役全員の承認

当社取締役会は、野村証券及びUBS証券から受けた財務的見地からの助言、野村証券及びUBS証券から取得した株式価値算定書の内容、並びに長島・大野・常松法律事務所及びモリソン・フォースター法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本答申書において示された特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2)意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、(i) 本取引は当社の企業価値の向上に合理的に資する、(ii) 本公開買付価格は、明らかに本公開買付けへの応募を推奨することができる水準に達していると判断することは難しいものの、本公開買付価格による本公開買付けは、当社の一般株主にとって投資回収のための合理的な売却機会であると判断し、本日開催の当社取締役会において、当社の全ての取締役12名が審議及び決議に参加し、決議に参加した全ての取締役の全員一致により、本公開買付けに関し、現時点における当社の意見として、公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するものの、現時点において、本公開買付けへの応募を推奨することまではしないことを決議いたしました。もっとも、本日から本公開買付けの開始までに少なくとも4ヶ月の期間が必要となる見通しであり、当社取締役会は、本日から本公開買付けが開始されるまでの間に、当社が設置した特別委員会に対して諮問した上で、その意見を踏まえ、あらためて、株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて検討し、決議する意向です。

【訂正内容10】

55ページから56ページ

(訂正前)

また、本公開買付契約において、(i) 公開買付者は、本日から6ヶ月を経過する日(以下「本公開買付開始期限日」といいます。)までに本クリアランスを取得するために①最大限努力する義務、②資産や事業の全部若しくは一部を処分し、組織を変更し、第三者との間で契約等を締結し、若しくは既存の契約等を解消若しくは変更する等の措置(以下「問題解消措置」といいます。)が必要となる場合に一切の措置を講ずる義務、及び、③当社グループに係る問題解消措置が求められる場合、当社の同意なくかかる問題解消措置を実施しない義務を負担しており、(ii) 当社は、本クリアランスの取得に向けた公開買付者の対応に合理的に自ら協力し、また当社の子会社をして協力させ、その他の当社グループ会社から協力を得られるよう商業上合理的な範囲で最大限努力する義務を負担しております。加えて、本公開買付契約においては、当社又は公開買付者は、自らの帰責事由によらず、本日から6ヶ月を経過する日(以下「本公開買付開始期限日」といいます。)までに本公開買付けが開始されない場合、本公開買付契約を解除することができるものとされておりますが、その他の本前提条件が充足され又は放棄されているにもかかわらず、本クリアランスの取得に係る本前提条件が充足され又は放棄されず、これによって本公開買付開始期限日までに本公開買付けが開始されないことに基づき、本公開買付契約が解除された場合には、本クリアランスが取得されないことが主として(x) 本クリアランスの取得に向けた上記の当社の協力義務の違反若しくは当社グループから必要な協力が得られないこと、(y) 当社グループに係る問題解消措置への同意の留保、遅延若しくは拒絶(他の問題解消措置がない場合に限る。)、又は(z) 本クリアランスに係る手続を管轄する政府機関等の機能の停止、又は(v) 不可抗力による場合を除き、当社は、公開買付者から、RBFの支払いを受け取ることができるものとされております。

(訂正後)

また、本公開買付契約において、(i) 公開買付者は、本日から6ヶ月を経過する日(以下「本公開買付開始期限日」といいます。)までに本クリアランスを取得するために①最大限努力する義務、②資産や事業の全部若しくは一部を処分し、組織を変更し、第三者との間で契約等を締結し、若しくは既存の契約等を解消若しくは変更する等の措置(以下「問題解消措置」といいます。)が必要となる場合に一切の措置を講ずる義務、及び、③当社グループに係る問題解消措置が求められる場合、当社の同意なくかかる問題解消措置を実施しない義務を負担しており、(ii) 当社は、本クリアランスの取得に向けた公開買付者の対応に合理的に自ら協力し、また当社の子会社をして協力させ、その他の当社グループ会社から協力を得られるよう商業上合理的な範囲で最大限努力する義務を負担しております。加えて、本公開買付契約においては、当社又は公開買付者は、自らの帰責事由によらず、本公開買付開始期限日までに本公開買付けが開始されない場合、本公開買付契約を解除することができるものとされておりますが、その他の本前提条件が充足され又は放棄されているにもかかわらず、本クリアランスの取得に

係る本前提条件が充足され又は放棄されず、これによって本公開買付開始期限日までに本公開買付けが開始されないことに基づき、本公開買付契約が解除された場合には、本クリアランスが取得されないことが主として(x) 本クリアランスの取得に向けた上記の当社の協力義務の違反若しくは当社グループから必要な協力が得られないこと、(y) 当社グループに係る問題解消措置への同意の留保、遅延若しくは拒絶（他の問題解消措置がない場合に限る。）、又は(z) 本クリアランスに係る手続を管轄する政府機関等の機能の停止、又は(v) 不可抗力による場合を除き、当社は、公開買付者から、RBFの支払いを受け取ることができるものとされております。

訂正後の「TBJH株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」については、当社ホームページに掲載いたします。

以 上